

令 7 薬務 第 8 2 9 号  
令和 8 年 (2026 年) 1 月 5 日

各関係団体の長 様

山口県健康福祉部長

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について」の一部改正について

毒物劇物の危害防止につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会（組合）会員へ周知していただきますようお願いします。

薬務課  
麻薬毒劇物班  
担当：柿並  
TEL:083-933-3018  
FAX:083-933-3029